

## 職業実践専門課程等の基本情報について

学校名		設置認可年月日	校長名	所在地																				
九州医療スポーツ専門学校		平成20年3月31日	赤木 恒平	〒 802-0077 (住所) 福岡県北九州市小倉北区馬借1丁目1-2 (電話) 093-531-5331																				
設置者名		設立認可年月日	代表者名	所在地																				
学校法人国際志学園		昭和34年10月13日	水嶋 昭彦	〒 802-0002 (住所) 福岡県北九州市小倉北区京町3丁目9番27号4階 (電話) 093-513-5931																				
分野	認定課程名	認定学科名	専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度																			
医療	医療専門課程	柔道整復学科	平成22(2010)年度	-	平成29(2017)年度																			
学科の目的	柔道整復師国家試験の合格はもとより、即戦力になり得る高い実践力も身につけさせる。また、豊かな教養とプロフェッショナルな医療人としての技術を持ち、日本国民の眞の健康に寄与できる人材の育成に努める。																							
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等)	人の体の成り立ちや動きなどの基礎にはじまり様々な怪我や病気やその治療法を学ぶとともに、実技実習を並行して学び、臨床現場に即した技術力を養う。本校を卒業することによって柔道整復師国家試験の受験資格が与えられ、試験に合格することによって柔道整復師免許が得られる。なお、柔道整復師には機能訓練指導員の資格が付随する。																							
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技																	
3年	昼間	※単位時間、単位いずれかに記入	単位時間	単位時間	単位時間	単位時間	単位時間																	
			108 単位	59 単位	21 単位	4 単位	0 単位	24 単位																
生徒総定員	生徒実員(A)	留学生数(生徒実員の内数)(B)	留学生割合(B/A)		中退率																			
270 人	197 人	0 人	0 %		3 %																			
就職等の状況	■卒業者数(C) :	49 人																						
	■就職希望者数(D) :	49 人																						
	■就職者数(E) :	49 人																						
	■地元就職者数(F) :	36 人																						
	■就職率(E/D) :	100 %																						
	■就職者に占める地元就職者の割合(F/E) :	73 %																						
	■卒業者に占める就職者の割合(E/C) :	100 %																						
	■進学者数 :	0 人																						
	■その他																							
	(令和5年度卒業者に関する令和6年5月1日時点の情報)																							
■主な就職先、業界等																								
(令和5年度卒業生) 柔道整復施術所、医療機関および介護保険施設等																								
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: ※有の場合、例えば以下について任意記載																							
	評価団体 : (一社)柔道整復教育評価機構	受審年月 : 令和3年12月	評価結果を掲載したホームページURL	<a href="https://www.jabite.or.jp/member/#evaluation">https://www.jabite.or.jp/member/#evaluation</a>																				
当該学科のホームページURL	<a href="https://www.kmsv.jp/iusei/">https://www.kmsv.jp/iusei/</a>																							
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	(A : 単位時間による算定)																							
	<table border="1"> <tr> <td>総授業時数</td> <td>0 単位時間</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した実習・実習・実技の授業時数</td> <td>単位時間</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した演習の授業時数</td> <td>単位時間</td> </tr> <tr> <td>うち必修授業時数</td> <td>単位時間</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した必修の実習・実習・実技の授業時数</td> <td>単位時間</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した必修の演習の授業時数</td> <td>単位時間</td> </tr> <tr> <td>(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)</td> <td>単位時間</td> </tr> </table>							総授業時数	0 単位時間	うち企業等と連携した実習・実習・実技の授業時数	単位時間	うち企業等と連携した演習の授業時数	単位時間	うち必修授業時数	単位時間	うち企業等と連携した必修の実習・実習・実技の授業時数	単位時間	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	単位時間	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	単位時間			
	総授業時数	0 単位時間																						
	うち企業等と連携した実習・実習・実技の授業時数	単位時間																						
	うち企業等と連携した演習の授業時数	単位時間																						
	うち必修授業時数	単位時間																						
	うち企業等と連携した必修の実習・実習・実技の授業時数	単位時間																						
	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	単位時間																						
	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	単位時間																						
	(B : 単位数による算定)																							
<table border="1"> <tr> <td>総単位数</td> <td>108 単位</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した実習・実習・実技の単位数</td> <td>14 単位</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した演習の単位数</td> <td>0 単位</td> </tr> <tr> <td>うち必修単位数</td> <td>14 単位</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した必修の実習・実習・実技の単位数</td> <td>14 単位</td> </tr> <tr> <td>うち企業等と連携した必修の演習の単位数</td> <td>0 単位</td> </tr> <tr> <td>(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)</td> <td>0 単位</td> </tr> </table>							総単位数	108 単位	うち企業等と連携した実習・実習・実技の単位数	14 単位	うち企業等と連携した演習の単位数	0 単位	うち必修単位数	14 単位	うち企業等と連携した必修の実習・実習・実技の単位数	14 単位	うち企業等と連携した必修の演習の単位数	0 単位	(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)	0 単位				
総単位数	108 単位																							
うち企業等と連携した実習・実習・実技の単位数	14 単位																							
うち企業等と連携した演習の単位数	0 単位																							
うち必修単位数	14 単位																							
うち企業等と連携した必修の実習・実習・実技の単位数	14 単位																							
うち企業等と連携した必修の演習の単位数	0 単位																							
(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)	0 単位																							
<table border="1"> <tr> <td>① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者</td> <td>(専修学校設置基準第41条第1項第1号)</td> <td>6 人</td> </tr> <tr> <td>② 学士の学位を有する者等</td> <td>(専修学校設置基準第41条第1項第2号)</td> <td>1 人</td> </tr> <tr> <td>③ 高等学校教諭等経験者</td> <td>(専修学校設置基準第41条第1項第3号)</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>④ 修士の学位又は専門職学位</td> <td>(専修学校設置基準第41条第1項第4号)</td> <td>0 人</td> </tr> <tr> <td>⑤ その他</td> <td>(専修学校設置基準第41条第1項第5号)</td> <td>1 人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>8 人</td> </tr> </table>							① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者	(専修学校設置基準第41条第1項第1号)	6 人	② 学士の学位を有する者等	(専修学校設置基準第41条第1項第2号)	1 人	③ 高等学校教諭等経験者	(専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0 人	④ 修士の学位又は専門職学位	(専修学校設置基準第41条第1項第4号)	0 人	⑤ その他	(専修学校設置基準第41条第1項第5号)	1 人	計		8 人
① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者	(専修学校設置基準第41条第1項第1号)	6 人																						
② 学士の学位を有する者等	(専修学校設置基準第41条第1項第2号)	1 人																						
③ 高等学校教諭等経験者	(専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0 人																						
④ 修士の学位又は専門職学位	(専修学校設置基準第41条第1項第4号)	0 人																						
⑤ その他	(専修学校設置基準第41条第1項第5号)	1 人																						
計		8 人																						
<table border="1"> <tr> <td>上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数</td> <td>6 人</td> </tr> </table>							上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数	6 人																
上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数	6 人																							

1. 「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1) 教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

医療・スポーツ領域に関わる柔道整復師に対する多岐にわたるニーズについて企業等から提案を受け、それらをカリキュラムに反映させることで職業教育の水準向上を図ることを基本方針とする。

(2) 教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

本校は、実践的かつ専門的な職業教育を実施するために、企業、大学等との連携を通じて必要な情報の把握・分析を行い、教育課程の編成(授業科目の開設や授業方法の改善・工夫を含む。)に活かすことを目的に学科毎に教育課程編成委員会を設置する。委員会は6月と11月の年2回の開催を原則とし、業界における人材の専門性等の動向、国または地域の産業振興の方向性、実務に必要な最新の知識・技術・技能等について審議する。委員会から提出された提言は、学科会議において協議し、教育課程に反映させるように努める。

(3) 教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和6年7月31日現在

名前	所属	任期	種別
田村 俊二	高知県接骨師会(理事)	令和5年4月1日 ～令和7年3月31日(2年)	①
徳永 多恵	株式会社六花(代表取締役)	令和5年4月1日 ～令和7年3月31日(2年)	③
浪尾 敬一	九州医療スポーツ専門学校(副校長)		—
味村 吉浩	九州医療スポーツ専門学校(副校長)		—
桑野 幸仁	九州医療スポーツ専門学校(教務部長)		—
社 由洋	九州医療スポーツ専門学校 (柔道整復学科学科長)		—
黒木 文葉	九州医療スポーツ専門学校 (柔道整復学科教員)		—
山根 弘樹	九州医療スポーツ専門学校 (柔道整復学科教員)		—
宇多村 亮	九州医療スポーツ専門学校 (柔道整復学科教員)		—

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。  
(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「—」を記載してください。)

①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、

地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)

②学会や学術機関等の有識者

③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4) 教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回(6月、11月)

(開催日時(実績))

令和5年度第1回 令和5年6月19日 17:00～19:00

令和5年度第2回 令和5年11月13日 17:00～19:00

令和6年度第1回 令和6年6月5日 16:45～18:45

## (5) 教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

### 教育課程編成委員会で提起された主な意見

(令和5年度第1回)

- ①サポートを行い、成績下位者を引き上げつつ、「能力のある学生」をどう活かすか検討すべきである。
- ②入学者数100%にするために、学校の魅力や柔道整復師の仕事について、高校の先生方をはじめとする外部へ発信していく、知つてもらうことが必要ではないか。
- ③柔道整復業界の発展のためにも、臨床研修の教育が大事である。

(令和5年度第2回)

- ①(臨床実習1～4)教員が入学者を集める取り組みを行うことで、責任感を持つことができ、退学率の減少につながるのでないか。
- ②(関係法規)(職業倫理と法律)正確にカルテが記載できるようになると、正確な保険請求や現場での治療根拠につながるのではないか。
- ③(臨床実習1～4)(臨床演習1～3)(柔整実技1～7)離職の一要因に社会人としてのマナーや知識の不足があるのではないか。3年生や卒業生に対し、社会人としての心得を持たせるような講義を行ってはどうか。

(令和6年第1回)

- ①(臨床実習1～4)(治療法総論)ポスター発表のかたちも最初から難しいことはわからないので、できるだけ回数を重ねて慣らし継続してみてはどうか。
- ②(柔整実技1～7)(臨床演習1～4)(脱臼・軟部組織損傷総論)(骨折総論)外傷症例を動画に残して教材として活用するなど、教科書だけでは得られない知識や技術を学生に伝えて欲しい。
- ③(柔整実技1～7)(治療法総論)柔道整復術は明確な効果、根拠のある施術であることを訴えていく必要があり、そのための知識を持たないといけない。

### 提起された意見に対する対応(反映させた授業科目等)

(令和5年度第1回)

- ①(解剖学1)(軟部組織損傷総論)(軟部組織損傷各論)学校内外問わず、セミナー・学会へ参加する機会を積極的につくっていく。その際に、学生の理解につながり、知識の深まりや楽しさを感じられるよう、事前の機会づくり・教育を行っていく。
- ②(柔整実技1～7)オープンキャンパスや高校への出張講義、トレーナーのボランティア活動を通して、教員と学生が一緒に現場へ出て、学ぶ機会を作ると同時に、外部に柔道整復師・学校について知って頂く。
- ③(臨床実習1～4)症例作成や論文の作成など、1年生から3年生まで段階を踏んで必要な知識を教授しつつ、実践の機会を設ける。学会等の機会を活用して、教員から学生に対して目的や意図を伝える機会とする。

(令和5年度第2回)

- ①(臨床実習1～4)ガイダンスや出張講義、高校の学園祭や体育大会等の現場に教員と学生とで積極的に参加をしていく。
- ②(関係法規)(職業倫理と法律)トレーナー現場等で、カルテの記載までが模擬体験できるよう今後検討していく。
- ③(臨床実習1～4)(臨床演習1～3)(柔整実技1～7)学生が卒業後活躍するために、学校教育の中で学校と現場とのギャップについて伝え、気づかせる機会を作っていく。

(令和6年第1回)

- ①(臨床実習1～4)(治療法総論)卒業生が研究発表会や症例発表で活躍する姿がみられるように業界のためになる挑戦を続けていく。回数を重ねるごとに質を高めていけるようにする。
- ②(柔整実技1～7)(臨床実習1～4)(脱臼・軟部組織損傷総論)(骨折総論)学校内外で経験した症例を、教材として残し学生へ伝えしていく。また、柔道整復師としての考え方や整骨院の在り方も含め学生に伝えていきたい。
- ③(柔整実技1～7)(治療法総論)柔道整復師の地位を高めていけるように、本校から発信していきたい。具体的な内容は未定であるが、まずは学科内で意見交換を行うなど、それぞれの考えを深め、ビジョンを共有していく。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

医療機関で診療に従事する医師等による実技指導で、年間を通して学生の技能習熟度に応じた実技指導を行うことを旨とする。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

診察の進め方、診断法、鑑別診断について医師の視点からみた知識および技能を教授するほか、より実践的なものにするため、臨床現場を想定した患者モデル等を用いて診察および処置にかかるシミュレーション演習を行う。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科 目 名	企 業 連携 の 方 法	科 目 概 要	連 携 企 業 等
柔整実技7(総合③)	2. 【校内】企業等からの講師が一部の授業のみを担当	柔道整復学の基礎的な考え方にはじまり、軟部組織損傷各論を履修する上で必要となる基礎知識の修得を行う。	医療法人山彦会山田外科医院

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

教職員研修規程に基づき、「①専攻分野における実務に関する知識、技術、技能を修得・向上するための研修」および「②授業および学生に対する指導力等を修得・向上するための研修」の機会を確保する。なお、「①専攻分野における実務に関する知識、技術、技能を修得・向上するための研修」は、柔道整復の現場において必要となる実践的な知識および技術で、インシデントおよびアクシデントに発展しない危機管理に重点を置く。また、「②授業および学生に対する指導力等を修得・向上するための研修」は、教員としての自覚を持ち、より実践的な知識および技術を持つことはもちろん、倫理観念を持った柔道整復師の育成が行える指導力を向上させることを目的とする。

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	第50回九州学術大会福岡大会	連携企業等:	(公社)日本柔道整復師会
期間:	令和5年8月27日(日)	対象:	専任5名、非常勤1名
内容	足の外科治療の最前線－日常よくある足のトラブルへの対応－		
研修名:	2024年学会主催研修会	連携企業等:	(一社)日本柔道整復接骨医学会
期間:	令和6年2月25日(土)～26日(日)	対象:	専任4名、非常勤3名
内容	柔道整復師が知つておきたい柔道外傷		

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名:	第65回教員研修会	連携企業等:	(公社)全国柔道整復学校協会
期間:	令和5年9月23日(土)～24日(日)	対象:	専任6名、非常勤4名
内容	人体のカタチを味わう喜び～VR/AR技術を活用した教育実践～		

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	第51回九州学術大会佐賀大会	連携企業等:	(公社)日本柔道整復師会
期間:	令和6年6月29日(土)～30日(日)	対象:	学科専任教員3名
内容	(未定)		
研修名:	第33回日本柔道整復接骨医学会学術大会	連携企業等:	(一社)日本柔道整復接骨医学会
期間:	令和6年11月30日(土)～12月1日(日)	対象:	学科専任教員1名
内容	(未定)		

## ②指導力の修得・向上のための研修等

研修名:	第66回教員研修会	連携企業等:	(公社)全国柔道整復学校協会
期間:	令和6年9月21日(土)~22日(日)	対象:	学科専任教員6名
内容	効果的な初年次教育について		

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

### (1)学校関係者評価の基本方針

学校関係者評価を推進するために、学則第30条の(7)および細則第76条に規定した「学校関係者評価委員会」を設置した。この委員会は、関係団体役職員・高等学校の校長・同窓会役員の学外関係者のみで組織し、学内組織である「自己点検・自己評価委員会」から出された点検および評価結果をもとにさまざまな方面から検討・協議することを責務とする。本校は、学校関係者評価委員会からの提言等をもとに、より良い学校を訴求していく。

### (2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	理念・目的・育成人材像、特色、将来構想
(2)学校運営	運営方針、事業計画、運営組織、処遇、意思決定、情報システム
(3)教育活動	業界ニーズ、到達レベル、カリキュラム、評価体制、評価基準、指導体制
(4)学修成果	就職率、資格取得率、退学率、社会的活動
(5)学生支援	就職・進学指導体制、相談体制、経済的支援体制、生活環境、保護者連携他
(6)教育環境	施設・設備、学外実習等、防災体制
(7)学生の受入れ募集	学生募集活動、入学選考基準、学納金
(8)財務	財務基盤、予算・収支計画、会計監査、財務情報公開
(9)法令等の遵守	設置基準、個人情報、自己評価と公開
(10)社会貢献・地域貢献	学校教育資源の活用、ボランティア活動
(11)国際交流	—

※(10)及び(11)については任意記載。

### (3)学校関係者評価結果の活用状況

#### 学校関係者評価委員会で提起された意見

- ①(基準2)意思決定や承認のスピードを上げるためにDXを図るべきである。
- ②(基準2)360度評価(上司、部下、同僚など複数人の評価者で従業員を評価する手法)を取り入れるのが良いのではないか。
- ③(基準3)学校と実習先との連携をもっと図るべきである。
- ④(基準4)卒業率が低い学科もあるため、卒業率を上げるための対策を講じるべきである。
- ⑤(基準4)各学科で成績低迷者への学習対策を練る必要がある。
- ⑥(基準4)卒業後・就職後の情報等を在校生に伝えることができるシステムづくりをするべきである。
- ⑦(基準5)ミスマッチのない進路実現を目指すための取り組みが必要である。
- ⑧(基準5)歯科衛生学科の「非認知能力ベースライン調査」の効果を確認し、必要であれば他学科で取り入れても良いのではないか。

#### 提起された意見に対する対応

- ①(基準2)従来の意思決定システムや承認手続きが根付いて一気にDXを図ることは難しいが、優先順位の高いものからDXを図る。
- ②(基準2)評価システムは採用しているものの360度評価にまでは至っていないので、今後は評価者を増やして360度評価に近づけていく。
- ③(基準3)実習終了後に実習先を招いた学生による報告会を開催するなどして、実習先との連携を図るようにする。
- ④(基準4)外部から専門的な講師を招き、学科教員に対して退学者を減少させるセミナーを開催する。
- ⑤(基準4)最終学年にとどまらず、1、2年次から補講を実施する。
- ⑥(基準4)卒業生の就職先における状況等を、オンラインなどによって在校生に伝える機会を設ける。
- ⑦(基準5)オープンキャンパスに際してはもとより、入学後においても学生が目指そうとしている職業の理解を深める機会を設ける。
- ⑧(基準5)非認知能力ベースラインは福岡県歯科衛生士教育連絡協議会において文部科学省の事業として実施されているもので、本校が取り入れるとなると相当の費用を要することからこれに代わるものがないか模索する。

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和6年7月31日現在

名前	所属	任期	種別
谷川 陽一	福岡県立小倉商業高等学校(校長)	令和5年4月1日 ~令和7年3月31日(2年)	地域の教育 関係者
棟安 正人	北九州市ホテル協議会(会長) 北九州市小倉旅館ホテル組合(副組合長)	令和5年4月1日 ~令和7年3月31日(2年)	地域団体 役職員
佐藤 育	公立大学法人九州歯科大学 歯学部 口腔保健科 歯科衛生士育成ユニット(教授)	令和5年4月1日 ~令和7年3月31日(2年)	関係団体 役職員
大森 弘太郎	九州医療スポーツ専門学校同窓会(会長)	令和5年4月1日 ~令和7年3月31日(2年)	卒業生 同窓会

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ) · 広報誌等の刊行物 · その他( ))

URL: <https://www.kmsv.jp/publication/>

公表時期: 令和6年6月25日

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

本校では平成22年度より学生による授業評価を実施し、その結果を担当教員にフィードバックすることをもって自己点検・自己評価と位置づけてきたが、今後はそれを前述「4. (2)専修学校における学校評価ガイドライン」に準拠した内容にまで拡大し、そのすべての結果を本校の学校関係者評価委員会に提示する。学校関係者評価委員会から得られた提言に対する本校および学科の見解や対応等については、本校のホームページで企業等の学校関係者に対して情報の提供を行う。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	教育理念、学校の特徴、施設設備、教育目標および授業実施計画、校長名、所在地、連絡先等、その他の諸活動に関する計画
(2)各学科等の教育	学科紹介、資格取得内容、シラバス、募集要項(選考方法と募集定員)
(3)教職員	教育情報
(4)キャリア教育・実践的職業教育	キャリア教育の取組、実技・実習等の取組、就職支援等の取組
(5)様々な教育活動・教育環境	学校行事、課外活動
(6)学生の生活支援	指定寮およびアパート等紹介、学生相談、就学支援
(7)学生納付金・修学支援	学生納付金、奨学金制度
(8)学校の財務	貸借対照表、事業活動収支計算書
(9)学校評価	自己点検自己評価・学校関係者評価委員会評価
(10)国際連携の状況	外国の学校等との交流状況
(11)その他	国家試験合格率

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

(ホームページ) · 広報誌等の刊行物 · その他( ))

URL: <https://www.kmsv.jp/publication/>

公表時期: 令和6年9月4日

## 授業科目等の概要

(医療専門課程 柔道整復学科)										企業等との連携						
分類			授業科目名	授業科目概要			配当年次・学期	授業時間数	単位数	授業方法		場所		教員		
必修	選択必修	自由選択		講義	演習	実験・実習・実技				校内	校外	専任	兼任			
1	○		科学 1	社会に出て働くようになってから必要不可欠なビジネスマナーと社会科学について履修する。	1 前	30	2	○		○			○			
2	○		科学 2	社会に出て働くようになってから必要不可欠なビジネスマナーを学び、それを柔道整復業務に関連付けた社会科学について履修する。	1 後	30	2	○		○			○			
3	○		保健体育理論 1	スポーツ指導者としての基本知識について学び、健康スポーツセラピスト知識検定(初級)に合格する。	2 前	30	2	○		○			○			
4	○		保健体育理論 2	保健体育理論1に引き続き、スポーツ指導者としての基本知識を学び、健康スポーツセラピスト知識検定(一般)に合格する。	2 後	30	2	○		○			○			
5	○		保健体育演習 1	身体の動かし方、力の使い方についていろいろな運動を通して身に着ける。同時に講道館柔道の基本となる礼法、受身および投げの形も習得する。	1 後	30	2		○	○			○			
6	○		保健体育演習 2	身体の動かし方、力の使い方についていろいろな運動を通して身に着ける。同時に講道館柔道の技や形について習得する。	1 後	30	2		○	○			○			
7	○		外国語	英語によるコミュニケーション能力を養うとともに、柔道整復業務で必要となる医学英語を修得する。	1 前	30	2	○		○			○			
8	○		解剖学 1 (運動器系)	人体の構造と形態を中心に、その機能および臨床との関連について学ぶ。解剖学総論に加えて、巨視解剖学のうち運動系に関する知識を修得する。	1 前	90	3	○		○			○			
9	○		解剖学 2 (脈管系・内臓系他)	人体の構造と形態を中心に、その機能および臨床との関連について学ぶ。巨視解剖学のうち脈管系、内臓系および内分泌系に関する知識を修得する。	1 前	60	2	○		○			○			
10	○		解剖学 3 (神経系・感覚)	人体の構造と形態を中心に、その機能および臨床との関連について学ぶ。巨視解剖学のうち神経系、感覚器系、体表解剖および映像解剖に関する知識を修得する。	1 後	60	2	○		○			○			
11	○		生理学 1 (循環・内臓)	生理学の基礎に始まり、人体の中で血液、循環、呼吸および消化と吸収がどのようなメカニズムで機能するかを学ぶ。	1 前	60	2	○		○			○			

12	○		生理学2 (運動・神経)	人体の中で、栄養と代謝、体温とその調節、尿の生成と排泄、内分泌系、生殖、骨および体液がどのようなメカニズムで機能するかを学ぶ。人体の中で、神経、筋肉および感覚がどのようなメカニズムで機能するかを学ぶ。	1後	60	2	○		○		○
13	○		運動学	人間の身体運動の構造や運動器の構造と機能、人体の運動の生じ方を学ぶ。	1後	60	2	○		○		○
14	○		運動生理学	人間の身体運動の構造や性質にかかる力学、運動器の構造と機能、どのようにして人体の運動が生じるかを段階的に学ぶ。	2通	60	2	○		○		○
15	○		病理学概論	疾病の原因、経過、本態、ほかの疾患との鑑別、治療効果などについて、細胞、組織、臓器などの形態の変化を主な観察材料として知識を深める。	2前	30	2	○		○		○
16	○		リハビリテーション医学	障害を受けた者をそのなしうる最大の身体的、精神的、社会的、職業的、経済的な能力を有するまでに回復させる学問について履修する。	3前	30	2	○		○		○
17	○		一般臨床医学1 (総論)	柔道整復師が臨床現場で注意すべき内科疾患を中心に、その診察の種類や方法、検査法、臨床症状について学ぶ。	2前	30	2	○		○		○
18	○		一般臨床医学2 (各論)	柔道整復師が臨床現場で鑑別を必要とする各種の疾患に関する知識を修得する。	2後	30	2	○		○		○
19	○		外科学概論	創傷治癒などを中心とした術前術後管理の知識、臨床病理学的知識、術後患者の各種機能障害の予防法と治療法などを主に、外科学の概要について履修する。	2前	30	2	○		○		○
20	○		整形外科学1	運動器における組織の外傷・障害、炎症、先天異常、腫瘍、変性疾患、代謝疾患、骨系統疾患を診断・治療・研究する学問について履修する。	2後	30	2	○		○		○
21	○		整形外科学2	整形外科学1の知識を用いて、運動器における組織の外傷、障害について柔道整復術の適応を履修する。	3前	30	2	○		○		○
22	○		関係法規	柔道整復業務に携わる上で必要となる柔道整復師法にはじまり、これに関連した医事法規を学び、倫理観を持ってその職責を全うできることを目的に知識を修得する。	2前	30	2	○		○		○
23	○		職業倫理と法律	柔道整復師また医療人として必要な職業倫理、法律についての基礎を履修する。	3前	30	2	○		○		○
24	○		衛生学・公衆衛生学	生活環境における諸条件と疾病成立の因果関係に関する体系的な観察について、環境条件そのものや個人、さらには集団を対象に知識を修得する。	2後	30	2	○		○		○
25	○		医学史	古代からの医学や医療の発展の歴史的過程の基礎知識を修得する。また、医療制度や哲学について、接骨医学史も交えた知識を修得する。	1前	15	1	○		○		○

26	○		保健体育実技 1	講道館柔道における礼法、受身に始まり、初段に必要な投げの形を習得する。	2 前	30	1			○	○	○
27	○		保健体育実技 2	保健体育実技 1 にて習得した受身と投げの形を用いて、より実践的な約束乱取りを行う知識と技能を習得する。	2 後	30	1			○	○	○
28	○		医療福祉制度	柔道整復師また医療における社会保障制度について履修する。	1 前	15	1	○		○	○	
29	○		骨折総論	柔道整復学の基礎的な考え方にはじまり、骨折各論を履修する上で必要となる基礎知識の修得を行う。	1 前	30	1	○		○	○	
30	○		脱臼総論	柔道整復学の基礎的な考え方にはじまり、脱臼各論を履修する上で必要となる基礎知識の修得を行う。	1 前	30	1	○		○	○	
31	○		軟部組織損傷 総論	柔道整復学の基礎的な考え方にはじまり、軟部組織損傷各論を履修する上で必要となる基礎知識の修得を行う。	1 前	30	1	○		○	○	
32	○		軟部組織損傷 各論	柔道整復師が臨床現場で遭遇する外傷性疾患のうち、中でも軟部組織の損傷を中心に、診察法、鑑別診断および処置法に関する知識を修得する。	2 通	60	2	○		○	○	
33	○		固定法総論	柔道整復師が臨床現場で用いる包帯固定法のうち、基本包帯法を中心にその基礎と応用について修得する。	1 前	60	2		○	○	○	
34	○		治療法総論	柔道整復師が臨床現場で用いる治療法のうち、整復法や固定法、後療法の基礎について修得する。	1 後	30	1		○	○	○	
35	○		基礎柔道整復 学 1	柔道整復師が整復を行う上で必要となる基礎用語の修得をはじめ、整復操作の概要に関する知識を修得する。	1 前	30	1		○	○	○	
36	○		基礎柔道整復 学 2	柔道整復師が整復を行う上で必要となる基礎用語の修得をはじめ、整復操作の概要に関する知識を修得する。	2 後	30	1		○	○	○	
37	○		頭部・体幹・ 上肢帯の骨折	柔道整復師が臨床現場で遭遇する外傷性疾患のうち、頭蓋および体幹、上肢帯の骨折を中心に、診察法、鑑別法および処置法に関する知識を修得する。	2 前	30	1	○		○	○	
38	○		上腕の骨折	柔道整復師が臨床現場で遭遇する外傷性疾患のうち、上腕の骨折を中心に、診察法、鑑別法および処置法に関する知識を修得する。	2 前	30	1	○		○	○	
39	○		前腕・手部の 骨折	柔道整復師が臨床現場で遭遇する外傷性疾患のうち、前腕および手部の骨折を中心に、診察法、鑑別法および処置法に関する知識を修得する。	2 前	30	1	○		○	○	
40	○		下肢の骨折	柔道整復師が臨床現場で遭遇する外傷性疾患のうち、骨盤骨および下肢での骨折を中心に、診察法、鑑別法および処置法に関する知識を修得する。	2 後	60	2	○		○	○	



56	○			臨床実習 3	実際の臨床現場に立ち会って、診察、診断、処置および指導管理等、現場における一連の流れを目にしながら臨床現場における実践能力を養う。	2 後	45	1				○	○	○	○	○	○	
57	○			臨床実習 4	実際の臨床現場に立ち会って、診察、診断、処置および指導管理等、現場における一連の流れを目にしながら臨床現場における実践能力を養う。	3 前	45	1				○	○	○	○	○	○	
合計					57	科目	108 単位 (単位時間)											

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
卒業要件： 全ての授業科目における単位を修得。		1 学年の学期区分	2 期
履修方法： 本校に登校した上で、講義、実技、演習および実習を履修する。		1 学期の授業期間	24 週

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の 3 (3) の要件に該当する授業科目について○を付すこと。